

【議場内の様子】

写真A

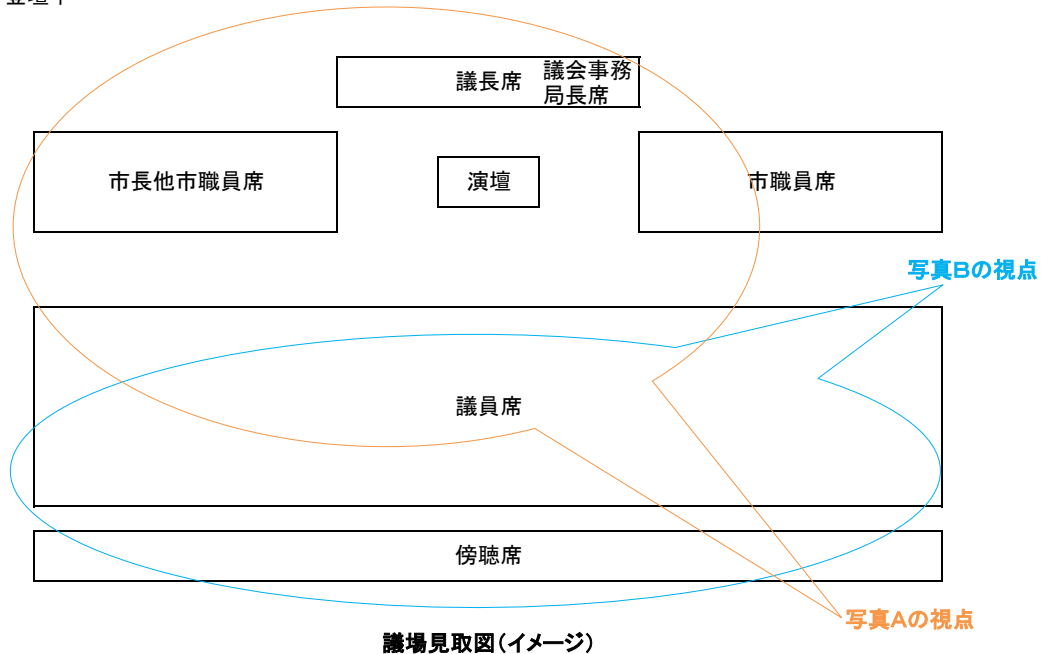


写真B



手前が議員、奥が傍聴する市民

手前が議員、演壇の左右は市職員、奥中央が議長、市長が登壇中



【市議会議員の定数】

酒田市議会議員定数条例により28人と定められています。

【市議会の運営】

議会はいつも開かれているわけではなく、定期的または臨時的に一定の期間だけ開かれます。

定期的に開かれる会議を「定例会」、必要に応じて開かれる会議を「臨時会」といいます。

酒田市の定例会は3月、6月、9月及び12月の年4回開かれます。

議会は通常、市長が招集しますが、議長は、議会運営委員会の議決を経て、臨時会の招集を市長に請求することができます。また、議員定数の4分の1以上の議員から招集の請求があれば、市長は臨時会を招集しなければなりません。

【本会議】

本会議は議案などを審議し、議会の最終的意思を決定するもっとも重要な会議です。原則として、議員定数(28人)の半数(14人)以上の議員が出席しなければ、開くことができません。市長が議案について提案理由を説明したり、議員が議案や市の一般事務について質問したり、意見を述べるのもこの会議です。本会議は公開されており、自由に傍聴できます。会議時間は午前10時から午後5時までとなっていますが、議事の都合により変更することもあります。

【委員会】

議案などは最終的には本会議で決められますが、市の仕事が広範囲にわたり、その内容も複雑で専門化してきたため、効率的、専門的に審査する、いくつかの委員会を設けています。委員会には、常任委員会(①総務、②民生、③建設経済)、議会運営委員会及び特別委員会があります。委員会についても原則自由に傍聴できます。